

大名公民館だより 6月号

令和8年6月1日発行

講座のお申し込みは
電話・来所で
受け付けます

福岡市大名公民館
福岡市中央区大名2-6-53
TEL 751-4212 FAX 751-7691



サークルや講座の
詳細はこちらから



あひるクラブ



6月11日(木) 10:30~12:00

~ 出前児童館 ~



内容：パネルシアターや絵本の読み聞かせなど
会場：公民館 児童等集会室
講師：福岡市中央児童会館「あいくる」より
対象：乳幼児親子
定員：10組
参加費：無料
締切り：定員になり次第

健康カフェ

6月9日(火) 13:30~15:30

内容：生活習慣病について
健康体操
脳トレ・レクリエーション
会場：公民館 講堂
講師：中央区保健福祉センター
保健師・健康運動指導士
対象：万年青大学会員・ふれあいサロン会員
大名地区在住の方
定員：30名
参加費：無料
締切り：定員になり次第



*お菓子・お茶を用意します
*運動しやすい服装でお越しください

共催：大名衛生連合・ふれあいサロン・大名老人クラブ 連合会

料理教室

6月27日(土) 10:00~12:00

~ 噛む活しよう ~



内容：調理実習
会場：公民館 学習室
講師：『食進会』松本 華苗氏
対象：どなたでも
定員：10名(先着予約順)
参加費：600円
締切り：6月23日(火)
持参物：エプロン・三角巾・筆記用具・飲料

手描き 友禅染教室

6月15日(月) 10:00~12:00

定員になりました



臨時休館日についてのお知らせ

6月22日(月)は6月12日(金)までに
申込がなければ臨時休館いたします。

定例休館日のお知らせ

6月30日(火)は定例休館日となります。

【イラスト著作権 かくげい】

令和8年度大名公民館運営懇話会委員紹介

宇都宮 美保	(舞鶴小中学校校長)
二木 昌人	(自治協議会会長・人権尊重推進協議会会長)
三原 哲彦	(老人クラブ連合会会長)
仲野 喜代子	(社会福祉協議会会長)
竹下 隆幸	(体育振興会会長)
河野 奈美	(男女共同参画協議会会長)
半田 佐由里	(民生委員 大名監事)
石崎 幸平	(公民館サークル代表)
反橋 浩典	(子ども会育成会会長)
荒瀬 聡	(WeLove天神協議会事務局長)

《敬称略・順不同》

大学生の公民館実習のお知らせ

純真学園大学看護科1年生が
6/8から6/11までの4日間
住民の皆様の暮らしと健康を学
ぶために公民館実習に伺います。
お話を伺ったり、公民館行事に
参加させていただきます。
ご理解とご協力の程よろしく
お願いいたします。

純真学園大学

よかトレステーション

ラジオ体操第1をおこないます
一緒に体を動かしませんか?!
*6月19日(金) 10:30
*公民館 1Fロビー
*どなたでも



大名自治協議会より

【令和8年度役員紹介】

会 長	二木 昌人
副会長	浦 誠二
副会長	菊川 尚美
副会長	藤田 義隆
会 計	小谷 麻貴子
書 記	吉野 和枝

【事務局】 TEL 7 0 7 - 3 6 5 5
(公民館内)

【事務員在室予定】
月・火・木・金 10:00~15:00
(昼休みあり)

子育てのお手伝いをしてみませんか!

～ 福岡ファミリー・サポート・センター ～

『福岡ファミリー・サポート・センター』では依頼会員(子どもを預かってほしい人)と、提供会員(子どもを預かれる人)が、相互に子育て援助活動を行っています。

保育所等へのお迎えや用事があるときの預かりなどにご利用ください。
なお、依頼会員と提供会員を兼ねることもできます。

提供会員の講習会について

提供会員になるには、3日間の講習会を受講する必要があります。

■日程：7/14(火) 10:00~14:30	■申込方法
7/22(水) 10:00~15:00	電話・メール・FAXで、
7/24(金) 10:00~15:00	下記宛にお申し込みください。
■会場：市民福祉プラザ	■申込期間：6/1~7/7 (先着順)
■託児有(要申込、先着順)	

※依頼会員となる場合も、利用方法などの説明(1時間程度)を受ける必要があります。
(こちらは随時受付、要申込)

申込・お問い合わせ先

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
福岡ファミリー・サポート・センター本部
〒810-0062 中央区荒戸 3-3-39
TEL: 736-1116 FAX: 713-0778
Eメール: f-support@fukuoka-shakyo.or.jp



詳細はこちらをご覧ください。

光回線の契約トラブルに注意

- 光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が依然として寄せられています。勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- 光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けたうえで必要な契約か判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金などについてもよく確認しましょう。
- 必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合はきっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。



ハウスクリーニングのトラブルにご注意

- 契約内容や料金について十分な検討ができないまま契約してしまった結果、トラブルにつながってしまっているケースが少なくありません。
- 事業者によってサービス内容や料金は異なるため、必ず複数社から見積もりを取り、事業者の選定は慎重に行いましょう。
- 料金や説明に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう。
- 作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時はなるべく家族などに同席してもらいましょう。
- 一定の要件に該当する場合には、クーリング・オフ等が適用できる場合があります。困ったときは早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。



福岡市消費生活センター相談コーナー TEL: 092-781-0999

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれび7階

月曜日~金曜日 9時~17時 ※来所による相談は予約制です

土曜日 10時~16時 (電話相談のみ)

祝休日、年末年始(12/29~1/3)はお休みします

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活 検索